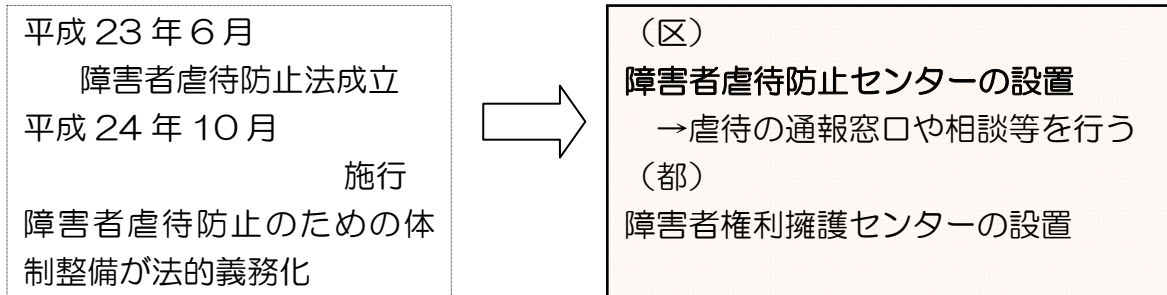


障害者虐待防止事業

1 事業実施の趣旨



2 障害者虐待と対応

具体的な区での取り組み

① 養護者による虐待

- ・虐待を発見者は区に通報義務

- ・事実確認(立入調査等)
- ・措置(一時保護、後見審判請求)

② 障害者福祉施設での虐待

- ・発見者は区に通報義務
- ・虐待を受けた障害者は区に届け出

- ・通報、届出を受けた区は都に報告
- ・区(都)は関係法律の規定に基づき権限を行使

③ 使用者による虐待

- ・発見者は区又は都に通報義務
- ・虐待を受けた障害者は区又は都に届け出

- ・通報を受けた区は都に通知
- ・都労働局長等は関係法律に基づき権限を行使

区障害者虐待防止センターの業務

- 障害者虐待の通報、届出を受理する
- 障害者の安全と事実確認、一時保護等の措置
- 障害者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行う
- 虐待防止及養護者に対する支援に関する広報、その他啓発活動を行う

3 平成 24 年度文京区の対応

○体制整備に向けた準備（H24.4 月～）

障害者虐待防止センターを地域住民、関係機関に説明し、地域の関係機関との連絡会議やネットワーク構築の準備を行う。

○障害者虐待防止センターの設置（H24.10 月～）

虐待の通報窓口となり、立入調査、一時保護等の措置等を行う。

○障害者虐待防止連絡協議会の設置

弁護士、施設、相談員等と障害者虐待を防止するための対策を検討し、ネットワーク構築を行う。

○障害者施設従事者等に向けた研修会の実施

障害者に直に接している支援員等向けに、具体的な事例検討など啓発活動を行う。

○講演会の実施

区民に向けた障害者虐待防止の啓発を行う。

○家庭訪問等個別支援

通報時、家庭訪問等で事実確認、一時保護等の措置、または相談支援を行う